

施策の概要		施策の進捗状況（令和2年度）	自己評価
目標1 安心して生み育てられる環境づくり	施策1 母と子の心と体の健康づくり ◆母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実に取り組みます。特に、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図るとともに、乳幼児の虐待予防に取り組みます。 ◆不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。	・母親と子どもの心と体の健康づくりを推進するため、妊婦健康診査に対する公費助成や乳幼児健康診査、新生児を対象とした聴覚検査の公費負担を引き続き実施すると共に、新たに産婦に対する健康診査を実施した。また、各区に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を引き続き行うなど、安心して子育てができる環境づくりに取り組んだ。 ・子どもを望む夫婦に対する特定不妊治療費の助成や、保険診療の対象とならない一般不妊治療（人工授精）の費用の一部助成、不妊専門相談センターにおいて引き続き医師等による相談に応じるとともに、新たに不育症の検査・治療に対する助成を行った。 ※コロナの感染拡大の状況を踏まえ、休止した4か月児、1歳6か月児の健診について、暫定的に集団健診から医療機関での個別健診へ変更した。また、母子保健訪問指導において家庭訪問数は減少したが、電話による保健指導を行った。	おおむね順調
	施策2 幼児教育・保育の充実 ◆質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組みます。 ◆共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みます。	・保育ニーズに対応するため、保育所の新設や増改築のほか、企業主導型保育施設や幼稚園の活用など、多様な手法により保育の受け皿確保に取り組んだ。 ・また、新たに保育体制を強化するため、保育支援者の配置費用の助成を行った。 ・保育所の増加等に伴い必要な保育士等を確保するため、潜在保育士等の就職支援、保育士に対する家賃助成、奨学金を返済する保育士に対する助成事業を引き続き実施すると共に、企業主導型保育施設や保育所並みの預かり保育等を実施する私立幼稚園に助成対象を拡充した。 ・様々な就労形態に対応する休日や夜間の保育の実施、延長保育、一時預かり事業、病児・病後児デイケア事業を継続して実施し、多様な保育サービスの充実に取り組んだ。 ・障がいの程度が重い児童を受け入れる民間保育所等に対する保育士加配制度を創設したほか、医療的ケア児を受け入れるための看護師の配置を全公立保育所に拡充し、民間保育所等に対する看護師雇用費等の助成を新設するなど、障がい児保育の充実に取り組んだ。 ※コロナの感染拡大の状況を踏まえ、保育士・保育所就職支援センターの求職登録をオンラインでも登録できるよう対応した。また、保育士等の研修については、密にならないよう回数を分けるなど、感染対策を十分行いながら実施した。	おおむね順調
	施策3 身近な地域における子育て支援の充実 ◆地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。 ◆子どもや子育て支援に関して、市民がアクセスしやすく、分かりやすい情報の提供に取り組みます。	・地域全体で子どもを見守り育んでいく活動の一環として、引き続き各区において、子育て交流サロン、育児サークルのボランティアに対する養成講座や研修、相談対応、交流会や情報交換会の開催などの支援を行った。また、地域子ども育成事業などを通じて地域の子どもを育むネットワークづくりの促進を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業の利用ニーズの多様化に対応するなど、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援した。 ・子育て支援に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報などについて、「ふくおか・子ども情報」ホームページ、冊子「子育て情報ガイド」、市政だよりなどを通じて提供したほか、LINE や Facebook による配信を行うなど、様々な媒体を活用して情報提供を行った。 ※コロナの影響により、従前どおりの開催が困難となった事業は、参加者数の制限やオンラインで実施するなど、感染対策を十分行いながら事業を継続した。	おおむね順調
	施策4 障がい児の支援（乳幼児期） ◆障がいのある子どもについては、「発達が気になる」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要です。障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立をめざした支援・療育体制の充実に取り組みます。 ◆発達障がい児の新規受診や相談の増加に対応できるよう、発達障がい児とその家族への支援の充実に取り組みます。	・障がいの早期発見と早期支援のため、療育センター等における相談・診断・療育を実施するとともに、児童発達支援センター等を増設するなど通園療育の充実に取り組んだ。 ・ノーマライゼーションの理念のもと、発達障がい者支援センターにおける乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施した。 ※コロナの感染拡大の状況を踏まえ、発達障がい者支援センターにおける来所相談等、対面を伴う業務を休止した期間については、電話で相談に応じた。また、療育センター等においても、感染対策を十分に行いながら、継続して障がい児の支援に取り組んだ。	おおむね順調
	施策5 子育てを応援する環境づくり ◆市民、事業者などと共働き、男性も女性も、子育てをしながら安心して働けることができる環境づくりに取り組みます。 ◆安心して子どもを生み育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。 ◆子どもの安全を守るため、交通事故の防止や防犯対策などに取り組みます。 ◆子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます。	・子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりのため、毎月1日～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”とし、引き続き、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組んだ。また、男女が子育てを行う意識の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの充実や、働く場における女性の活躍推進のため、企業向けのセミナーや講演会、再就職やリーダーをめざす女性向けの講座を引き続き実施した。 ・子育て世帯の居住を支援するため、住替えへの助成や、セーフティネット住宅の登録促進を引き続き行った。 ・交通事故の防止や防犯対策のため、交通安全に関する広報・啓発や通学路の安全確保、スクールガード（学校安全ボランティア）による見守りを引き続き行った。 ・子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、保育所等を利用する生活保護世帯の教材費等や、幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降の児童の副食費の実費に係る費用の一部を助成するとともに、第3子優遇事業については副食費の助成対象を幼稚園、企業主導型保育施設、認可外保育施設等に拡大した。また、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助や特別支援教育就学奨励費による支援を引き続き実施した。子どもが安心して医療機関を受診できるよう、子ども医療費助成制度を引き続き実施するとともに、制度の周知啓発を行った。 ※コロナ下においても、感染対策を十分行いながら、子ども施策に取り組んだ。	順調

施策の概要		施策の進捗状況（令和2年度）	自己評価
目標2 子ども・若者の自立と社会参加	施策6 子どもの居場所や体験機会の充実	・わいわい広場（放課後等の遊び場づくり事業）については実施校数を拡大するとともに、中央児童会館あいくるにおける遊び・体験・交流の場の提供、身近な公園の整備など、安全に安心して活動できる場や機会の確保・提供に取り組んだ。 ・子どもたちが安全に過ごし、それぞれの状況に応じて主体的に活動できる場を充実させるため、留守家庭子ども会で7か所の増築等や、子どもへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体への支援を実施した。 ・都市公園などの整備において、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて子どもの意見も含む多様なニーズを踏まえた整備を引き続き実施した。 ・子どもの自主性・人間性等を育む多様な体験・交流の機会を充実させるため、アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流や青少年施設における様々な体験機会の提供、各種教室などの青少年活動を引き続き支援した。 ※コロナの感染拡大の状況を踏まえ、イベント等事業内容を見直しオンラインで実施するなど、感染対策を十分行いながら、継続して子どもの交流や体験の機会の充実に取り組んだ。	おおむね順調
	施策7 青少年の健全育成と自己形成支援	・子ども・若者の自己形成や社会的自立に向けた取組みとして、家庭教育の支援や家庭教育学級の実施、小中学生向け出前授業等を実施した。 ・家庭、学校、地域、関係機関等と連携し、非行防止活動や健全育成事業を推進した。 ※コロナの感染拡大の状況を踏まえ、イベント等事業内容を見直しオンラインで実施するなど、感染対策を十分行いながら、継続して青少年の健全育成に取り組んだ。	おおむね順調
	施策8 若者等の相談支援と居場所の充実	・登校支援が必要な児童生徒に対応する教育相談コーディネーターを小呂・玄界を除く全中学校に引き続き配置し、学校全体で支援に取り組んだ。 ・思春期特有の不安や悩みに対応するため、こども総合相談センターによる相談支援やスクールソーシャルワーカーの配置を実施した。 ・非行・ひきこもりなどの困難を有する子ども・若者の支援を行うため、立ち直りのための子ども・若者活躍の場プロジェクトやひきこもり地域支援センターによる相談対応及び思春期訪問相談員の派遣による支援を実施した。 ※コロナの感染拡大の状況を踏まえ、来所相談等、対面を伴う業務を休止した期間については、電話で相談に応じる等、継続して子どもや保護者の支援に取り組んだ。	おおむね順調
	施策9 障がい児の支援（学童期以降）	・特別支援教育や通級指導教室により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育に取り組んだ。 ・発達障がい者支援センターを中心に、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施するとともに、放課後等デイサービスの充実に取り組んだ。 ・関係団体等と連携して、障がいのある生徒の自立と社会参加を進め、企業への就労を促進した。 ※コロナ下においても、感染対策を十分行いながら、障がいのある子どもの福祉の向上や放課後等における支援の充実に取り組んだ。	おおむね順調

「第5次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況・自己評価一覧		●自己評価は「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階で実施		資料 1-2
施策の概要		施策の進捗状況（令和2年度）	自己評価	
目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長	施策 10 子ども家庭支援体制の充実 ◆子どもに関する様々な相談について、子どもや家族が適切な機関で、必要な支援を受けられるよう、相談支援体制を充実させるとともに、電話による相談や通告の内容を一本化し、それぞれに対応した機関等に引き継ぐ、一元的な電話相談・通告窓口の機能を整備します。 ◆各区役所を子ども家庭総合支援拠点として身近な場所での在宅支援体制を強化し、こども総合相談センター（児童相談所）と区役所の機能分化を推進することにより、児童虐待の発生・再発の予防などに取り組みます。 ◆子ども家庭総合支援拠点においては、子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業）などと連携し、子どもや家庭を支える地域づくりを推進します。 ◆子ども家庭支援センターの増設を検討するなど、専門的な通所相談機能を強化します。 ◆こども総合相談センター（児童相談所）の体制強化により、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係の深刻化などに関する専門的な介入・支援を充実させます。	・こども総合相談センターにおいて、児童虐待に関する相談・通告を含む相談件数の増加に対応できるよう児童福祉司等を増員し、専門的・総合的な相談・支援を行うとともに、より市民に身近な各区子育て支援課において、子育てに関する相談や支援を引き続き実施した。 ・子ども家庭支援センターにおいて、増え続ける相談に対応するとともに、社会的養護に措置された子どもと保護者の関係再構築に向けたプログラムを実施するなど、様々な支援を行った。 ※コロナ下においても、感染対策を十分行いながら、リスクの早期発見や相談支援の体制強化を行い、継続して子どもや保護者の支援に取り組んだ。		おおむね順調
	施策 11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化 ◆一人ひとりの子どもが、家庭において、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させます。 ◆区役所・要保護児童支援地域協議会を中心に、学校や医療機関などと連携し、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と自立まで、切れ目のない取組みを社会全体で推進します。 ◆体罰等によらない子育ての啓発や養育スキル獲得の支援などによる児童虐待の予防や再発防止に取り組みます。	・様々な課題を抱える特定妊婦等に対し、母子生活支援施設において、妊娠期から出産後の母子への継続的、総合的な支援を新たに開始するとともに、育児不安や育児疲れの軽減に有効なショートステイ事業の受け皿確保のため、NPO法人との協働による新たな里親型のショートステイ受入れ専用枠を設置した。 ・児童虐待の早期発見・早期対応のため、要保護児童支援地域協議会を中心に関係機関の連携強化に取り組むとともに、子どもの安全確認のための子育て見守り訪問員の派遣等や養育状況の確認に加え、新たに日常の育児・家事への支援を開始した。 ・子どもに関する市民団体や機関が参加する「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」による啓発活動、多様な手法による児童虐待防止や児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の啓発に取り組んだ。 ※コロナ下においても、感染対策を十分行いながら、リスクの早期発見や相談支援の体制強化を行い、継続して子どもや保護者の支援に取り組んだ。		順調
	施策 12 ひとり親家庭の支援 ◆ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かに対応するとともに、生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実、利用促進に取り組めます。 ◆貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。	・ひとり親家庭の生活の安定と向上のため、ひとり親家庭支援センターでの就業相談や自立支援プログラム策定事業を引き続き実施するとともに、養育費確保支援事業を新たに開始したほか、ひとり親に対する高等職業訓練促進給付金の対象に新たに通信制を追加するなど、就業や自立に向けた支援に取り組んだ。 ・子育てにかかる経済的負担を軽減するため、児童扶養手当や未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用により、子育てサービスの利用を支援した。 ※コロナ下においても、感染対策を十分行いながら、きめ細かにひとり親家庭支援センターにおいてさまざまな相談に対応し、継続して支援の拡充に取り組んだ。		おおむね順調
	施策 13 子どもの貧困対策の推進 ◆子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子どもひとり一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。 ◆教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組めます。	・食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対する助成や立ち上げ・運営の支援を引き続き行った。 ・子どもの貧困の改善のため、区役所、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーを中心に、相談機関・地域・学校など関係部局が連携し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組んだ。 ※コロナの影響により、生活自立支援センターにおいて新規相談や住居確保給付金の申請が急増したが、相談者の状況に応じた包括的な支援を実施した。子ども食堂においては、食堂形式から食糧配布へ変更して事業を継続する団体もあり、市も継続して支援を行った。		おおむね順調
	施策 14 社会的養護体制の充実 ◆家庭養育優先原則（児童福祉法第3条の2）に従い - 子どもが、早期に、法的に永続性を保障された家族のもとで養育されるよう、こども総合相談センター（児童相談所）、区役所、フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）、里親、社会的養護関連施設などが連携し、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族による養育や特別養子縁組への移行支援に取り組めます。 - 社会的養護を必要とする子どもを、家庭と同様の養育環境で養育できるよう、継続的な里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援・研修などに取り組めます。 - 小規模かつ地域分散化された乳児院・児童養護施設や職員体制の整備など、さまざまな子どものニーズに応じた養育を提供できる社会的養護体制の充実を図るとともに、乳児院・児童養護施設等が地域の子ども家庭や里親家庭を支援するための機能転換等を推進します。 ◆若者に関わる機関や団体との連携を進め、必要な支援やサービスに的確につなぐなど、里親や社会的養護関連施設から社会へ自立する子ども・若者の支援を強化します。	・社会的養護を必要とする子どもを、家庭的な環境で養育できるよう、里親のリクルートによる受け皿の確保や養育の質を確保するための里親の支援・研修などを、子どもに関わるNPOと共働して継続的に取り組んだ。 ・児童心理治療施設の開設、里親や児童養護施設との連携など、虐待を受けた子どもの心理的ケアや親子関係再構築に向けた支援の充実を図った。また、こども総合相談センターの社会的養護自立支援員による施設等退所者の自立支援に取り組んだ。 ※コロナの感染拡大の状況を踏まえ、里親リクルートのためのイベントを見直しオンラインで実施するなど、感染対策を十分行いながら、継続して里親制度の啓発に取り組んだ。		おおむね順調
	施策 15 子どもの権利擁護の推進 ◆児童の権利に関する条約や児童福祉法に示された子どもの権利擁護の理念についてすべての市民が理解を深めることができるよう、様々な機会を捉えて啓発し、虐待、体罰、いじめの防止などに取り組むとともに、子どもに関わるあらゆる分野において、子どもの権利を尊重し、「子どもの最善の利益」を考慮した社会全体の取組みを推進します。 ◆いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や早期発見・即対応、児童生徒への教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などにより、いじめ防止対策を推進します。 ◆国による施策等の動向も踏まえながら、里親や社会的養護関連施設に一時保護や措置された子どもが意見表明できる支援や仕組みづくりに取り組むとともに、地域や学校など子どもに関わる様々な分野で子どもたちの意見表明が支援され、その意見が尊重される社会づくりをめざします。 ◆外国にルーツをもつ子どもや性的マイノリティの子どもを含むすべての子どもが、互いの違いを認めあい、共に生きる心を育む環境づくりを進めます。	・アンケートにより不登校やいじめの未然防止及び早期発見に取り組むと共に、いじめゼロプロジェクトを推進し、いじめ防止対策に取り組んだ。 ・すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域、学校・保育園、イベントなどのさまざまな機会を捉えて、子どもの権利に関する周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施した。 ※コロナの感染拡大の状況を踏まえ、事業内容を見直し、一部オンラインで実施するなど、感染対策を十分行いながら、子どもの権利擁護の推進に取り組んだ。		おおむね順調